経済産業省

資料2

与信審査における性能規定の導入

令和元年１１月１２日

商務・サービスグループ

商取引監督課

割賦販売小委員会「中間整理」（令和元年5月29日）における整理①

- 決済テクノロジーの進化する中、技術革新を適切に取り込んでいくための、より柔軟な規制の枠組みが求められており、以下のような考え方に則ってそのあり方を見直すことが必要である。

今後の規制体系のあり方

- テクノロジーの進化に伴い、例えば、従来取得できなかった膨大なデータ（ビッグデータ）が取得できるようになるとともに、新たにAI等の高度な分析手法が登場し、決済分野も含め、これらを事業活動の中で活用することが可能となっている。この技術革新は、一時的・断続的なものではなく、絶えず継続的に生まれるものであり、**技術のあり様は常に進化を続けている**。

- 割賦販売法制においても、こうした技術革新を適切に取り込むことで、より利便性の高い消費者サービスの提供と、より高度で精緻な消費者保護が実現されることが期待される。一方で、これらの新たな技術・サービスは、既存の規制体系では捉えきれず、また、画一的な規制は新たな技術革新を阻害するおそれも指摘されている。このため、**技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組み**が求められている。

- 具体的には、**リスクベース・アプローチ**や**性能規定**の導入など、技術の進展に対しても陳腐化・形骸化しない柔軟な規制への見直しや、**RegTech／SupTech**などによる被規制事業者・行政双方の法規制対応の高度化など、規制手法の変革が必要である。

- これまでの画一的で一律の規制の枠組みの中で存在していた方法のみならず、事業者の多様な取組を許容することは、リスクを増加させる要因ではなく、むしろ、**事業者の創意工夫やイノベーションを通じてより安心・安全な取引環境を構築するために重要な方法**であり、**消費者保護を精緻化するアプローチ**であると考えられる。今後、こうした取組を促進することにより、我が国の後払い決済サービスにおける消費者保護を精緻化し、**テクノロジー社会を前提とした新たな安心・安全なクレジットカード利用環境の整備を進める**ことが必要である。

割賦販売小委員会「中間整理」（令和元年5月29日）における整理②

現状と環境変化

現行の与信審査規制（包括支払可能見込額調査）

・利用限度額＞包括支払可能見込額×90/100
　⇒カード等の交付・付与、極度額の増額の禁止
・包括支払可能見込額
　＝年収（＋預貯金）－クレジット債務－生活維持費
・上記調査に際し、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務

使用が義務づけられている情報
- クレジット債務の支払状況
- 基礎特定信用情報
  - 支払時期未到来又は支払義務未履行のクレジット債務
  - 1年間に支払いが見込まれる額
  - 支払遅延の有無　等
- その他支払能力に関する情報

技術・データを活用した新たな与信審査手法の出現

クレジットカード会社

蓄積された膨大なデータ(BD)
長年培われた分析手法・ノウハウ ＋ 新技術の取り込み

技術・データを活用した高度なスコアリングモデルの構築

項目（例）	スコア値
年齢	0.12
他社断り者数	0.72
総合残債務額	0.35
ショッピング残高	0.02
繰上・増額返済回数	0.33
…	…

少額決済サービス分野

ビッグデータ

・支払能力（購買履歴等）
　約束履行力(遅延履歴等)
　趣味嗜好　等
・通信契約の契約年数
　料金の支払状況(不払い等)
　契約状況　等
・サービス利用実績
　不正利用リスク値
　商品の換金率・転売容易性
　商品の特性　等

AI解析

中間整理で示された考え方

与信審査における性能規定の導入

基本的な考え方

過剰与信を防止するための与信審査における手法についても、技術・データの活用が進む中、割賦販売法において、**「性能規定」の考え方を導入し、**こうした技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みとすべきである。
…性能規定の考え方に基づけば、**技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべき**である。

事前・事後チェック

…性能規定の適用にあたっては、当該事業者が用いる与信審査手法を明らかにした上で、延滞率（又は貸倒率）を適切に設定するとともに、定期的なレポートを行うことを通じ、**事前チェック及び事後チェック（プレッジ・アンド・レビュー）により、適切な管理を担保する**こととする。

指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務

指定信用情報機関の信用情報…の使用を一律の義務としては課さないことが適当であると考えられる。
少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、…**登録義務を課さない**とすることが考えられる。

利用限度額が少額か否かを問わず、**信用情報機関への信用情報の使用・登録義務は**、多重債務防止のため**維持すべきとの意見があり**、制度化に向け更に精査し検討を進めることが必要。

指定信用情報機関の運用・システムのあり方

指定信用情報機関において、事業者の支障のないよう、**運用・システムのあり方を検証・改善**する必要がある。

成長戦略実行計画

- 成長戦略実行計画が令和元年６月21日に閣議決定。
- 割賦販売法においては、与信審査における性能規定の導入などの見直しが求められている。

成長戦略実行計画（抄）

２．フィンテック／金融分野
（２）対応の方向性
現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、**同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現**に向けて取り組む。これにより、**新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進**する。

（決済分野）
現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、これまでの銀行送金や従来型の比較的高額なクレジットカード決済とともに、①プリペイド（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスな支払い（注１）や、②銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行送金以外でも幅広い金額の送金（注２）を可能とし、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現する。その際、例えば、**割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。**これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

（注1）プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスな支払い
：少額・低リスクな決済について、従来型の比較的高額な決済の場合とは異なる制度へと見直すことにより、プリペイド・ポストペイ等を通じたシームレスな支払いサービスの提供を円滑化する。

（注2）銀行送金以外の幅広い金額の送金
：100万円までの送金が可能な現行の資金移動業に加え、銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行業より簡易な規制の下での100万超の送金を可能とする制度の整備を図る。

消費者委員会からの意見書

- 令和元年8月8日、消費者委員会において、中間整理に対して意見書が提出され、事前・事後チェックにおける効果的な方策の検討や指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務の見直しに関し、慎重に検討すべきとされている。

産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間整理についての意見（抄）

１．支払可能見込額調査に代わる技術・データを活用した与信審査、及び、指定信用情報機関の信用情報の使用義務に関する考え方について

…技術・データを活用した与信審査について、現行の支払可能見込額調査と同程度以上の多重債務防止機能が担保される必要がある。…

…今後、事業者に求める取組の内容、**事前・事後のチェックの主体・対象・基準等の具体的な内容の検討を進める**上では、技術・データを活用した与信審査の基礎となる情報の質及び量並びに与信審査方法の精度を十分に確保するために、**いかなる方策が効果的か**慎重に検討すべきである。

また、技術・データを活用した与信審査について、**指定信用情報機関の信用情報を使用する義務を課さないとした場合に、個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるか**について慎重に検討すべきである。

そして、これらの検討に際しては、技術・データを活用した与信審査の精度を検証しながら、**支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について段階的に緩和を検討する方法**なども併せて検討すべきである。

加えて、利用者に対する技術・データを活用した与信審査に使用される情報の範囲・内容や審査等に関する情報提供などの**利用者の予測可能性等を考慮した方策**も検討すべきである。

２．少額・低リスクのサービスにおける指定信用情報機関への信用情報の登録義務に関する考え方について

少額サービスであっても累積により債務額が利用者にとって多大となるリスクがある。また、少額サービスは若年者にとっても利用しやすいものであると考えられることから、若年者保護の観点が一層重要になる。これらの観点も踏まえ、**低リスクといえるのはどのような場合か**について慎重に検討すべきである。

また、…少額・低リスクのサービスで**指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課さないこととした場合に、業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるか**について慎重に検討すべきである。

３．指定信用情報機関の運用・システムの在り方の検証・改善について

…政策課題を**指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能か**についても並行して検討すべきである。

４．新成年への対応について

…引き続き、新成年に対する健全な与信を確保するため、事業者の自主的取組を推進するための検討を進められたい。

５．技術・データの活用に伴って生じる新たな課題

AI等の技術・データの活用については、消費者に多大な利便をもたらす可能性がある反面、プライバシーの問題や不当な差別につながるおそれがあるという問題等の課題も有していると考えられることから、そのような新たな技術の特性を踏まえた消費者保護に係る取組が欠かせないことにも留意されたい。

６．多面的な議論の必要性

…検討に当たっては、より幅広い主体等に参画を求めつつ、多面的に議論を進めることが望ましい。

制度見直しに向けた論点

- 中間整理の内容や、消費者委員会からの意見を踏まえると、与信審査において性能規定を導入するにあたっては、以下のような点について検討を深める必要があるのではないか。

＜与信審査における性能規定の導入＞
技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべき

	中間整理	消費者委員会からの意見
(指定信用情報機関) 運用のあり方 論点１	事業者の支障のないよう、**運用・システムのあり方を検証・改善**する必要	政策課題を**指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能か**についても並行して検討すべき
(指定信用情報機関) 使用義務 論点２	一律の義務としては**課さない**	個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるかについて慎重に検討すべき 支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について**段階的に緩和を検討する方法**なども併せて検討すべき
(指定信用情報機関) 登録義務	少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には**課さない**	**業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるか**について慎重に検討すべき
事前・事後チェック 論点３	**事前チェック及び事後チェック**（プレッジ・アンド・レビュー）により、適切な管理を担保する	事前・事後のチェックの主体・対象・基準等の具体的な内容の検討を進める上では、**いかなる方策が効果的か**慎重に検討すべき
その他	―	利用者の予測可能性等を考慮した方策も検討すべき

論点１　指定信用情報機関の運用改善について、どのような対応が行われることが求められるか。

論点２　指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務についてはどのように措置することが必要か。

論点３　技術・データを用いた与信審査手法を「支払可能見込額調査」に代えて許容する際、どのような事前・事後チェックのあり方が求められるか。

論点１　指定信用情報機関の運用のあり方

中間整理にて、指定信用情報機関の運用・システムのあり方を検証・改善することが求められたことを受け、既存事業者、FinTech企業へのヒアリング等を通じ、現状・課題・対応の方向性について整理を行い、運用・システムの改善に向け対応を進めている。

中間整理

指定信用情報機関への**加入の手続きに時間を要する**、**画一的なシステム対応が求められる**、**24時間の照会・登録ができない**など、FinTech企業をはじめとした利用事業者のビジネス展開に支障が生じているとの運用面の課題についても指摘があった。この点については、監督当局とともに、指定信用情報機関において、事業者の支障のないよう、**運用・システムのあり方を検証・改善する必要**がある。

中間整理後の検討

指定信用情報機関である**株式会社シー・アイー・シーを中心に検討**を進め、**現状・課題・対応の方向性について整理**。

- ✓ 『課題の総点検』を実施
- ✓ 新規参入事業者、既存事業者を含む各種業種・業態に対するヒアリングを実施

対応の方向性

	現状	主な課題	対応の方向性
1.加盟	・加盟までに最大9ヵ月を要する事業者がいる	・審査期間が長いため早期に利用できない	◎**「加盟審査期間」の短縮**【2019年度】
2.利用	・照会時の入力項目が多い（最大28項目） ・全ての契約および契約内容を回答している	・本人特定項目以外の入力項目がある ・必要な情報に限定した取得ができない	◎**「入力項目」を削減**【2020年度】 ◎**「選択制」の導入**【2020年度】
3.登録	・登録項目数が多い（最大67項目） ・月1回以上の登録更新を求めている	・項目数が多くシステム構築が煩雑になる ・商品、金額等のリスク度合いを問わず毎月更新が必要である	◎**「登録項目」を合理的な範囲で削減**【2020年度】 ◎**「柔軟な登録更新サイクル」の導入**【2019年度】
4.運用	・利用時間が8：00－22：00である ・照会件数を考慮した料金設定である（平均料金23円／件）	・夜間に利用することができない ・料金設定の方法や水準に負担感がある	◎**「利用時間」の拡大**【2020年度以降】 ◎**「新たな料金体系」の導入**【2020年度以降】
5.ｲﾝﾌﾗ	・1つの基幹システムで情報を保有している ・当社指定のネットワークを利用している	・スピーディーに利用、登録ができない ・ネットワーク接続環境が固定化されている	◎**スピーディーな利用環境を実現する「専用データベース」を構築**【2020年度】 ◎**「柔軟なネットワーク環境」の検討**【2020年度】

＋ 上記の対応を踏まえつつ、割賦販売法上の指定信用情報機関の信用情報の使用義務項目・登録義務項目についても再度精査し、必要に応じて見直しを行う。

➡ 上記の対応の方向性に基づき、運用・システムの見直しを着実に進めていくことが必要ではないか。また、当該見直しを行うことを前提に、指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務について検討すべきではないか。

（参考）指定信用情報機関の信用情報の使用義務項目・登録義務項目

法令上の義務項目

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">項目名</th><th colspan="2">使用義務</th><th colspan="2">登録義務</th></tr>
<tr><th>法律</th><th>施行規則</th><th>法律</th><th>施行規則</th></tr>
<tr><td>1</td><td>氏名（ふりがなを付す。）</td><td rowspan="7">第三十条の二第三項</td><td>第四十七条</td><td rowspan="7">第三十五条の三の五十六第一項第一号</td><td>第百十八条第一項第一号</td></tr>
<tr><td>2</td><td>住所</td><td>第四十七条</td><td>第百十八条第一項第二号</td></tr>
<tr><td>3</td><td>生年月日</td><td rowspan="2">第四十七条</td><td>第百十八条第一項第三号</td></tr>
<tr><td>4</td><td>電話番号（勤務先の電話番号を除く。）</td><td>第百十八条第一項第四号</td></tr>
<tr><td>5</td><td>勤務先の商号又は名称</td><td>第四十七条</td><td>第百十八条第一項第五号</td></tr>
<tr><td>6</td><td>医療保険被保険者証等に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号</td><td>第四十七条</td><td>第百十八条第一項第六号</td></tr>
<tr><td>7</td><td>本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号</td><td>第四十七条</td><td>第百十八条第一項第七号</td></tr>
<tr><td>8</td><td>契約年月日</td><td>第三十条の二第三項</td><td>第四十七条</td><td>第三十五条の三の五十六第一項第二号</td><td>－</td></tr>
<tr><td>9</td><td>支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんに係る債務の額</td><td>第三十条の二第三項</td><td>第四十七条</td><td>第三十五条の三の五十六第一項第三号</td><td>第百十八条第三項</td></tr>
<tr><td>10</td><td>法第三十五条の三の五十六第三号に規定する包括信用購入あつせんに係る債務の額のうち、購入者等が一年間に支払うことが見込まれる額</td><td rowspan="3">第三十条の二第三項</td><td>第四十七条</td><td rowspan="3">第三十五条の三の五十六第一項第四号</td><td>第百十八条第二項第一号イ</td></tr>
<tr><td>11</td><td>包括信用購入あつせんに係る債務又は包括信用購入あつせんの手数料の支払の遅延の有無</td><td>第四十七条</td><td>第百十八条第二項第一号ロ</td></tr>
<tr><td>12</td><td>包括信用購入あっせんを特定するに足りる番号、記号その他の符号</td><td>第四十七条</td><td>第百十八条第二項第一号ハ</td></tr>
</table>

契約上の項目

指定信用情報機関への登録項目は最大67項目。照会時入力項目は最大28項目あり、対象のすべての項目を回答している。

（信用情報機関として求めている登録項目・照会時入力項目の例）

＜登録項目＞

- 勤務先電話番号
- 性別
- 極度額：クレジットカード等の場合、ショッピング、キャッシング極度額の合計額
- 請求額：契約者が約定返済日までに支払うべき金額
- 入金区分：請求額どおりの入金、一部入金、未入金等の区分(直近24か月)
- 情報種別：請求に対する支払遅延の分類と発生日
- 補足コメント：「契約者の破産申請」、「延滞解消」の事実を示す分類　　等

＜照会時入力項目＞

- 郵便番号
- 住所の地番号
- 照会区分：申込商品の分類(カード・個品等)
- 本人・保証人区分：「本人」または「保証人」
- 申込額
- 支払回数　等

論点２　指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務

- 指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務について以下のように整理することについてどう考えるか。

使用義務

中間整理

- …支払可能な能力を判断できるものとして、**支払可能見込額調査を行わない場合には**、…**必ずしも指定信用情報機関の信用情報の使用は必要とはならない。このため、当該情報の使用を一律の義務としては課さない**ことが適当である
- **他社のクレジット債務**についてすでに延滞等が発生している情報を**把握することなく**与信審査することによって、**多重債務防止の性能が確保できるのか**

消費者委員会

- 支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について**段階的に緩和を検討する方法なども併せて検討すべき**
- 政策課題を**指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能か**についても並行して検討すべき

上記を踏まえた検討

- ビッグデータ・AI等の**技術・データの活用による与信審査について**、これが適正に運用される場合には、現状、実務・実態上、**必ずしも指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも、利用者の支払可能な能力を判断することができる**とされている。
- 一方、現在、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課している趣旨に鑑み、技術・データを活用した与信審査手法において、当該義務なくその目的を達成できるかどうかについては、**必ずしも明らかではない状況にある。**
- こうした中、事業者の利便を踏まえ、指定信用情報機関において、**運用・システムのあり方の検証・改善を行うことを前提に、使用義務・運用については引き続き義務とする**ことが考えられるのではないか。

現時点では、与信審査における性能規定を導入に際しては、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すこととし、その後の事業者における与信実態を踏まえつつ、当該義務を段階的に見直すことも検討することが適切ではないか。

登録義務

中間整理

- **少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合**には、**登録義務を課さない**とすることが適当であると考えられる。
- **少額サービスの利用の積み重ねで一定の債務額となる場合もあり**、指定信用情報機関の信用情報を使用しない場合でも、**登録を義務とすべき**

消費者委員会

- **業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるか**について慎重に検討すべき

上記を踏まえた検討

- **指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課す場合**、**使用する情報の正確性の確保**の観点から、少額・低リスクのサービスであっても登録義務を課すことが適当であると考えられる。加えて、この場合には、**登録に係るコスト負担の公平性の観点**からも許容しうるのではないか。
- なお、当該情報の正確性の確保は、**少額・低リスクのサービス以外のサービスを提供する事業者**も多数存在する中、こうした事業者**の与信審査においても重要**であると考えられる。
- 更に、登録に関する手続き・事務負担に関しては、指定信用情報機関において、**運用・システムのあり方の検証・改善**が進められている。

少額包括信用購入あつせん業者（仮称）に対しても、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すことや指定信用情報機関の運用改善がなされることを踏まえ、現段階では指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課すべきではないか。

指定信用情報機関の運用・システムのあり方の検証・改善が進められている（論点１）ことを前提に検討

論点３　事前・事後チェックのあり方

- 以下のような事前・事後チェックの枠組みにより、過剰与信防止を図ることについてどう考えるか。

事前チェック

技術・データを用いた与信審査手法に係る経済産業大臣の
認定制度

認定要件

(1)技術・データを用いた与信審査手法

(i)与信審査手法の説明

各社は技術・データを用いた与信審査手法の具体的なあり方をプレッジする。（説明責任）
その際、少なくとも、
①現在の技術水準等に照らし不適正・不十分なものは排除
②不適切な変数・要素等を審査手法に組み込まない

(ii)延滞率のプレッジ

【少額包括信用購入あつせん業者（仮称）】
CICデータ等に基づく過去の延滞率実績を勘案しつつ、
各社が延滞率(定義・水準)をプレッジ
【包括信用購入あつせん業者】
CICデータ等に基づく過去の延滞率実績の平均水準を基本としつつ、
過去の期間の振れ幅の範囲で延滞率を管理することをプレッジ
⇒ 基本水準：○○%程度、許容幅：０～○○%

(2)適正運用のための内部管理体制の整備

(i)与信審査・管理体制

(a)独立した与信審査・管理を行う責任部署が設けられ、責任者が置かれていること。
(b)内部監査部署が設けられ、与信審査・管理に係る適切な監査が行われる
体制が整備されていること。

(ii)与信審査・管理に係る準則

与信審査・管理に係る規程やマニュアルが定められ、
責任者、審査の方針等が定められていること。

(iii)与信審査の検証体制

与信審査手法の妥当性について、その検証方法や見直し基準が定められ、
これに基づき適切な検証・見直しが行われていること。

プレッジ&レビューの考え方を基本とする

事後チェック

定期報告義務 ➡ （著しく不適正な与信審査の場合）
改善指導・報告徴収・改善命令・認定取消し

チェック内容

(1)延滞率によるチェック

【少額包括信用購入あつせん業者（仮称）】
認定時に各社がプレッジした、CICデータ等に基づく過去の延滞率実績を勘案した延滞率(定義・水準)で適正管理ができていることをレビュー
【包括信用購入あつせん業者】
認定時にプレッジした、CICデータ等に基づく過去の延滞率実績の平均水準を基本としつつ、過去の期間の振れ幅の範囲で延滞率の適正管理ができていることをレビュー
⇒ 基本水準：○○%程度、許容幅：０～○○%

包括信用購入あつせん業者における延滞率の定義の例

延滞率＝Ａ／Ｂ
Ａ：一定期間に新たに発生した包括信用購入あっせん契約における延滞件数
Ｂ：一定時点の包括信用購入あっせん契約件数

(2)定期的なレポート（例えば年１回）

(3)著しく不適正な与信審査
⇒改善指導・報告徴収・改善命令・認定取消し